



山形県公報

令和5年5月19日(金)
第405号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県公舎管理規則の一部を改正する規則……………(管財課) ……531

告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……533
- 同……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……534
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……535
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同

人事委員会関係

規 則

○山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………536

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(工業技術センター) ……同
- 同……………(高度技術研究開発センター) ……537
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(こころの医療センター) ……538

正 誤

規 則

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第35号

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則

山形県公舎管理規則(昭和43年4月県規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

山形第10号職員アパート	1,600	を
山形第11号職員アパート	1,500	

「山形第11号職員アパート 1,500」に、

上山第2号職員アパート	1,300	を
寒河江第3号職員アパート	1,200	
寒河江第4号職員アパート	1,300	
村山第4号職員アパート	1,200	
寒河江第4号職員アパート	1,300	に、
新庄第5号職員アパート	1,100	を
新庄第6号職員アパート	1,100	
新庄第6号職員アパート	1,100	に、
山形警第10号職員アパート	1,600	を
山形警第12号職員アパート	1,600	
山形警第12号職員アパート	1,600	に、
上山警第2号職員アパート	1,400	を
上山警第3号職員アパート	1,300	
上山警第3号職員アパート	1,300	に、
村山警第3号職員アパート	1,200	を
村山警第4号職員アパート	1,300	
村山警第5号職員アパート	1,200	
村山警第6号職員アパート	1,200	
村山警第4号職員アパート	1,300	に、
村山警第5号職員アパート	1,200	
長井警第3号職員アパート	1,100	を
長井警第4号職員アパート	1,200	
長井警第4号職員アパート	1,200	に、
米沢警第1号職員アパート	900	を
米沢警第6号職員アパート	1,200	
米沢警第1号職員アパート	900	に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、龍湖土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年5月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
監 事	浅 岡 幸 二	山形市蔵王半郷12番地

山形県告示第386号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大蔵村土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年5月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	齐 藤 徳 美	最上郡大蔵村大字合海48番地
同	伊 藤 貴 之	同 18番地
同	國 分 俊 秋	同 清水817番地
同	國 分 淳 雄	同 1498番地
同	早 坂 竹 千 代	同 3137番地15
同	中 島 慎 也	同 1779番地
同	矢 口 强	同 243番地 3
同	五 十 嵐 寿	同 赤松802番地 2
同	柿 崎 康 宏	同 2094番地
同	八 鍬 俊 一	同 985番地
同	齐 藤 勝 則	同 2014番地 3
同	安 彦 和 敏	同 合海1491番地15
監 事	加 藤 忠 己	同 清水1501番地
同	国 分 亨	同 406番地

同	小 関 純	同	2493番地3
---	-------	---	---------

山形県告示第387号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大蔵村土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和5年5月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	齊 藤 徳 美	最上郡大蔵村大字合海48番地
同	伊 藤 貴 之	同 18番地
同	國 分 俊 秋	同 清水817番地
同	國 分 淳 雄	同 1498番地
同	早 坂 竹 千 代	同 3137番地15
同	中 島 慎 也	同 1779番地
同	熊 沢 健	同 136番地
同	五 十 嵐 寿	同 赤松802番地2
同	柿 崎 康 宏	同 2094番地
同	八 畝 俊 一	同 985番地
同	齊 藤 勝 則	同 2014番地3
同	安 彦 和 敏	同 合海1491番地15
監 事	加 藤 忠 己	同 清水1501番地
同	国 分 亨	同 406番地
同	小 関 純	同 2493番地3

山形県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年5月19日から同年6月2日まで縦覧に供する。

令和5年5月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道

- 2 路 線 名 山形山寺線
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大字大森字物見塚1035番 3 から 天童市大字荒谷字小才勝201番 1 まで		旧	125.3 メートル } 17.1	717 メートル
同	上	新	125.3 メートル } 9.1	同 上

山形県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年5月19日から同年6月2日まで縦覧に供する。

令和5年5月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
 2 路 線 名 山形山寺線
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
—		旧	—	—
天童市大字荒谷字本条16番 1 から 同 荒谷原1941番293まで		新	37.7 メートル } 12.0	971 メートル

山形県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年5月19日から同年6月2日まで縦覧に供する。

令和5年5月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
 2 路 線 名 天童寒河江線
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字荒谷字北原1967番 7 から 同 本条16番 1 まで		旧	37.7 メートル } 12.0	964 メートル
同	上	新	0.0 メートル } 0.0	同 上

山形県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年5月19日から同年6月2日まで縦覧に供する。

令和5年5月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字大森字物見塚1035番3から
天童市大字荒谷字小才勝201番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年5月22日

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月19日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第1山形市市長部局の項中「部長」を「部長、公共施設管理推進監」に、「管財課」を「資産マネジメント課」に改め、同表山形市教育委員会事務局の項中「総括主幹（管理課に置くものに限る。）、課長補佐（管理課）」を「課長補佐（教育総務課）」に、「職員係長、企画総務係長」を「総務係長、職員係長」に改め、同表天童市市長部局の項中「健康推進監」を削り、同表大江町町長部局の項中

「

課長

」を「

課長、子育て推進室長、治水対策室長

」に改め、同表小国町の項中

「

教育委員会事務局	課長、主幹
おぐに保育園	園長

」を「

教育委員会事務局	課長、主幹
----------	-------

」に改め、同表三川

町町長部局の項中「課長」を「課長、室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年5月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量
山形県工業技術センター庁舎に係る電力の供給
契約電力422キロワット 使用電力量1,459,379キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県工業技術センター 総務課
山形市松栄二丁目2番1号 電話番号023(644)3222
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年3月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号

- 5 随意契約に係る契約金額
（契約電力に対する単価）

期 間	基本料金単価（1kwにつき）
令和5年4月1日～令和6年3月31日	1,679.70円

（使用電力量に対する単価）

期 間	電力量料金単価（1kwhにつき）
令和5年4月1日～令和6年3月31日	19.43円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

- 7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年5月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量

山形県高度技術研究開発センター庁舎に係る電力の供給
契約電力473キロワット 使用電力量1,093,421キロワットアワー

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県高度技術研究開発センター 総務調整課
山形市松栄二丁目2番1号 電話番号023(644)3222

- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年3月24日

- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号

- 5 随意契約に係る契約金額
（契約電力に対する単価）

期 間	基本料金単価（1kwにつき）
令和5年4月1日～令和6年3月31日	1,679.70円

（使用電力量に対する単価）

期 間	電力量料金単価（1kwhにつき）
令和5年4月1日～令和6年3月31日	19.43円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

- 7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年5月19日

山形県立こころの医療センター院長 神田 秀人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県立こころの医療センター医療情報システムサーバ更新整備業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立こころの医療センター事務部総務経営課 鶴岡市北茅原町13番1号
電話番号0235(64)8100
- 3 落札者を決定した日 令和4年11月7日
- 4 落札者の名称及び所在地
J B C C株式会社 東京都大田区蒲田五丁目37番1号
- 5 落札金額 70,840,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和4年9月27日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 5. 3. 31	第392号	312	18	調整基本額。	調整基本額